

南九州市告示第79号

南九州市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に伴う関係要綱の整理に関する要綱を次のように定めた。

令和8年3月24日

南九州市長 塗 木 弘 幸

南九州市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に伴う関係要綱の整理に関する要綱

(南九州市家族介護用品支給事業実施要綱の一部改正)

第1条 南九州市家族介護用品支給事業実施要綱(平成19年南九州市告示第53号)の一部を次のように改正する。

第1条中「家族に」を「家族(南九州市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱(令和8年南九州市告示第10号)第6条に規定する受領証等を交付されている者又は同要綱第12条第2項に規定する者であって、同要綱第11条に規定する宣誓の無効となっていない者を含む。以下同じ。)に」に改める。

(南九州市農業後継者育成確保対策要綱の一部改正)

第2条 南九州市農業後継者育成確保対策要綱(平成20年南九州市告示第42号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表新規参入者の部中「夫婦で従事」を「配偶者(南九州市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱(令和8年南九州市告示第10号)第6条に規定する受領証等を交付されている者又は同要綱第12条第2項に規定する者であって、同要綱第11条に規定する宣誓の無効となっていない者を含む。以下同じ。)と従事」に改め、同表新規研修者の部中「夫婦で従事」を「配偶者と従事」に改める。

第5条中「南九州市農業後継者育成確保奨励金交付申請書」を「農業後継者育成確保奨励金交付申請書」に、「委任状(第2号様式)及び関係書類」を「次に掲げる書類」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 申請者ごとの申請額が分かる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

第7条第1項中「交付の決定を交付決定通知書(第3号様式)」を「農業後継者育成確保奨励金交付決定通知書(第2号様式)」に改める。

第 1 号様式を次のように改める。

第 1 号様式（第 5 条関係）

年 月 日

南九州市長 様

住所

氏名

⑩

農業後継者育成確保奨励金交付申請書

年度において下記のとおり南九州市農業後継者育成確保奨励金の交付を受けたいので、南九州市農業後継者育成協議会長 〃 を代理人と定め、
年度南九州市農業後継者育成確保奨励金の交付申請及び請求並びに受領に関する一切の権限を委任し、南九州市農業後継者育成確保対策要綱第 5 条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 奨励金交付申請額 金 〃 円

2 添付書類

- (1) 申請者ごとの申請額の分かる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

第2号様式を削り，第3号様式を次のように改める。

第2号様式（第7条関係）

第 年 月 日 号

申請代理人 様

南九州市長



農業後継者育成確保奨励金交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度南九州市農業後継者育成確保奨励金の交付については、南九州市農業後継者育成確保対策要綱第7条の規定により次のとおり決定したので通知します。

記

- 1 奨励金交付決定額 金 円
- 2 交付条件

第3号様式を第2号様式とする。

(南九州市生活支援型訪問介護サービス事業実施要綱の一部改正)

第3条 南九州市生活支援型訪問介護サービス事業実施要綱(令和2年南九州市告示第70号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「家族」の次に「(南九州市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱(令和8年南九州市告示第10号)第6条に規定する受領証等を交付されている者又は同要綱第12条第2項に規定する者であって、同要綱第11条に規定する宣誓の無効となっていない者を含む。以下同じ。)」を加える。

(南九州市要介護生活支援型訪問介護サービス事業実施要綱の一部改正)

第4条 南九州市要介護生活支援型訪問介護サービス事業実施要綱(令和6年南九州市告示第84号)の一部を次のように改正する。

第7条第3項中「家族」の次に「(南九州市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱(令和8年南九州市告示第10号)第6条に規定する受領証等を交付されている者又は同要綱第12条第2項に規定する者であって、同要綱第11条に規定する宣誓の無効となっていない者を含む。以下同じ。)」を加える。

第11条第2項中「第3条第1項第1号から第4号まで」を「第3条第1号から第4号まで」に、「同項第5号」を「同条第5号」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。